

平成 31 年 3 月 12 日総裁定制定「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」にいう「気象警報等」に暴風雪警報が含まれないことについて

【ご意見・ご要望】（投稿日：2021 年 4 月 22 日）

令和 3 年 4 月 21 日回答「平成 31 年 3 月 12 日総長裁定制定「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」の解釈について」において、暴風雪警報は「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」にいう「気象警報等」に含まれないとの回答がありました。しかし、「気象警報等」に含まれる暴風警報の基準は京都市及び宇治市を含む京都府南部において風速 20m/s を超える風が予想されることである一方、同区域において暴風雪警報の基準は雪を伴って風速 20m/s を超える風が予想されることとされ、風速において発令される条件は同じであること、暴風雪警報と暴風警報は同時に発令されることはない（たとえば栃木県日光市に令和 3 年 4 月 18 日 7 時 52 分より発令されていた暴風警報は同日 19 時 3 分に暴風雪警報に切り替わっています。）ことから、暴風警報と暴風雪警報との間で取扱いに差を設けることには疑問が残ります。そのため、なぜ暴風警報は「気象警報等」に含まれ休講の措置がとられるのか、それに対して暴風雪警報によっては休講の措置がとられないこととされているのかの理由について質問します。なお、この質問は要項の変更を直接求める趣旨のものではありません。

【回答】（回答日：2021 年 5 月 6 日）

（回答部署：教育推進・学生支援部教務企画課）

同取扱要項の第 2 条第 1 号で「特別警報又は暴風警報が発表された場合」と記載しており、回答の意図はあくまで規程上では含まれていないということです。ただし、現実的には第 3 条や第 4 条により休講、第 7 条により学生への配慮が行われることが想定されます。

「休講の措置がとられないこととされている」というわけではありません。